

練馬区教育・子育て大綱

令和3年(2021年)3月改定

練馬区



練馬区教育・子育て大綱の改定にあたって

新型コロナウイルス感染症は依然として衰えを見せず、先行きが見通せない状態が続いています。区はこれまで、教育や子育ての分野においても、区民の社会経済活動を支えるため保育所を休まず運営するなど、他の自治体に先駆けて様々なコロナ対策に取り組んできました。

現在の「教育・子育て大綱」は、策定から5年が経過しました。この間、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じているため、教育委員会と協議し大綱を改定することとしました。

教育分野では、新たな重点施策として、家庭や地域と協働した学校運営の推進、さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援を位置付けました。

児童生徒の充実した学習のためタブレットパソコンの一人一台の配備など一人ひとりに応じたきめ細かな教育、いじめの未然防止・早期対応、不登校児童・生徒や障害のある子どもたちへの学習支援などにも継続して取り組みます。

子育て分野では、新たな重点施策として、新しい児童相談体制の充実、青少年の健全育成・若者の自立支援を位置付けるとともに、乳幼児親子の相談支援、保育サービスのさらなる充実、放課後の居場所の充実などを図っていきます。

また、両分野ともに ICT 機器やオンラインの利活用を通じた、子どもたちへの学習支援や、相談機能と情報発信など、コロナ禍に応じた取組を推進します。

教育と子育て施策の充実が区政の最重要課題です。コロナ禍を乗り越え、子どもたちの笑顔輝くまちの実現に向けて全力を尽くしてまいります。

令和3年3月
練馬区長 前川 燿男

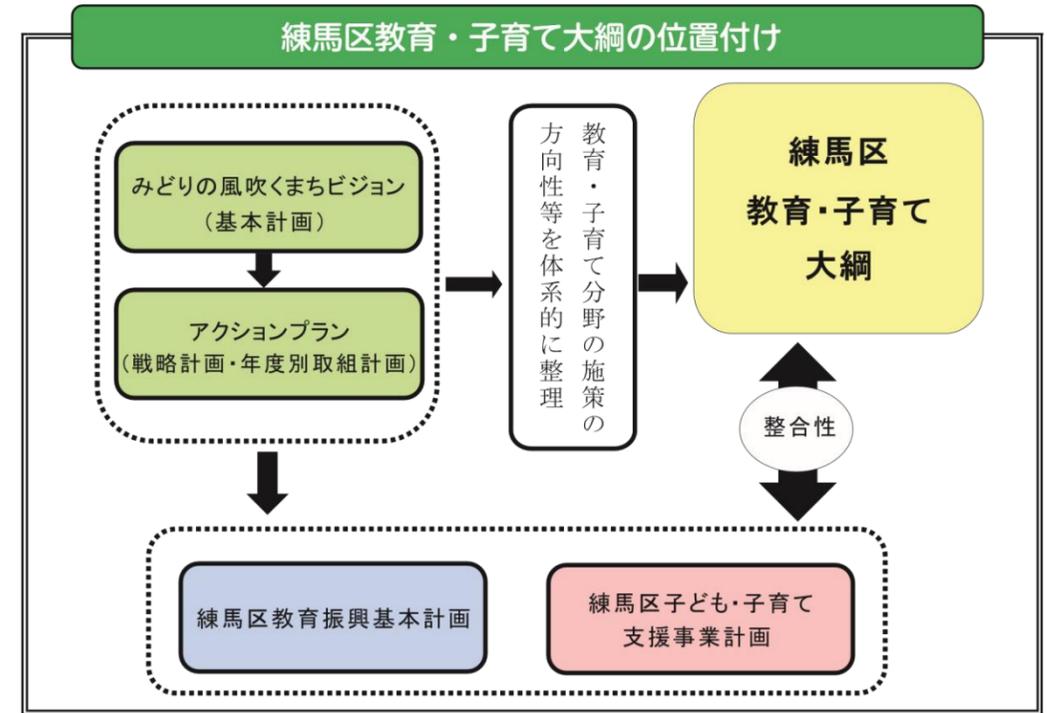


大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長が教育委員会と協議し、大綱を策定することとされています。

区では、子どもに関わる施策を教育委員会が一元的に担っていることから、大綱は教育と子育ての分野を対象としています。

大綱の対象期間はおおむね5年間としますが、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行います。



体系			
教育分野		子育て分野	
【目標】 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成		【目標】 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	① 学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	① 相談支援体制の充実
	② 教員の資質・能力の向上		② 新しい児童相談体制の充実
	③ 学校の教育環境の整備		③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	① 家庭教育への支援	2 子どもの教育・保育の充実	① 家庭での子育て支援サービスの充実
	② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		② 練馬こども園の充実
			③ 保育サービスの充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	① いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	① 安全で充実した放課後の居場所づくり
	② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		② 児童館機能の充実
	③ 障害のある子どもたちなどへの支援		③ 青少年の健全育成・若者の自立支援

〔教育分野目標〕 夢や目標を持ち困難を

乗り越える力を備えた子どもたちの育成

取組の視点1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、さまざまな課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進める必要があります。

重点施策1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

- 小学校就学前の幼児教育を充実します。
- 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。
- 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。
- 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。
- 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。
- タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。
- 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。



重点施策2 教員の資質・能力の向上

- 子どもたちの良さを伸ばす力を引き出す教員を育成します。
- 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。
- ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。
- 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

重点施策3 学校の教育環境の整備

- 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。
- 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。
- 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。
- 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

- いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。
- 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。
- 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。
- 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

重点施策2 さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

- 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。
- 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。



重点施策3 障害のある子どもたちなどへの支援

- 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。
- ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。
- 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で生まれ、地域社会での様々な人々との交流により身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進める必要があります。

重点施策1 家庭教育への支援

- 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。
- 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

教育委員会と生徒・保護者の意見交換会



重点施策2 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

- 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。
- 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。
- 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。



〔子育て分野目標〕安心して子どもを産み育てられ、

子どもたちが健やかに成長できる環境の整備

取組の視点1 子どもと子育て家庭の支援の充実

子どもの健やかな成長のためには、家庭が果たす役割が重要です。コロナ禍にあっても乳幼児を抱える保護者が身近なところで気軽に相談できる環境を整備するとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をすることが必要です。

重点施策1 相談支援体制の充実

- 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまびよびよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。
- 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。



重点施策2 新しい児童相談体制の充実

- 「練馬区虐待対応拠点」(*)を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。
- 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。

※練馬区虐待対応拠点…区子ども家庭支援センターにおいて、都児童相談所と区子ども家庭支援センターの専門職員が協働で児童虐待などに対応する。



重点施策3 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実

- 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。
- 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。
- ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

取組の視点2 子どもの教育・保育の充実

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。子育てのかたちを選択できる社会を実現するためには、様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することが必要です。

コロナ禍においても、区役所に来ることなく保育所探しや入園申請などができる仕組みづくりが必要です。

重点施策1 家庭での子育て支援サービスの充実

- 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。
- 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。
- 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。



取組の視点3 子どもの居場所と成長環境の充実

保護者の就労などの有無にかかわらず、学齢期の子どもたちが安全に安心して過ごすことができる放課後などの居場所を確保するとともに、子どもの成長環境を整えることが必要です。

重点施策1 安全で充実した放課後の居場所づくり

- 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。



重点施策2 児童館機能の充実

- 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。
- 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。



重点施策3 青少年の健全育成・若者の自立支援

- 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。
- 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。



重点施策2 練馬こども園の充実

- 幼稚園において、通年で9時から11時間の預かり保育や、0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。



重点施策3 保育サービスの充実

- 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。
- 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。
- 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。





練馬区教育・子育て大綱 (令和3年3月改定)

令和3年(2021年)3月

編集・発行 練馬区総務部総務課

練馬区教育委員会事務局 教育振興部教育総務課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-3993-1111 (代表)

練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp>